

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 51 R0
提出年月日	令和 3 年 10 月 1 日

準拠規格及び基準に係る補足説明資料

## 目 次

1. 概要 .....	1
2. 準拠規格及び基準の記載方針 .....	1
3. 第5回申請での申請内容 .....	2

添付1 今回の申請に係る準拠規格及び基準の適用内容，適用対象施設等について

## 1. 概要

本資料は、第5回申請の本文に記載の「準拠規格及び基準」の記載方針及び記載内容について説明するものである。

## 2. 準拠規格及び基準の記載方針

- ・準拠規格及び基準は、事業変更許可申請書との整合及び技術基準への適合性の観点から、申請対象設備の設計、製作等に使用する規格及び基準を記載するものとし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更前後表の形式とする。
- ・上記については、「適合すべき基準に関連する炉規制関連法令」及び「技術基準に規定される性能を満足させるための基本的なもの」とし、「技術基準規則解釈」に引用されるもの等とする。

例：炉規法，炉規則，技術基準規則，JSME，JEAC，JEAG，JIS，ASME 他

- ・設工認申請書の「準拠規格及び基準」に記載する規格及び基準名等は下表のとおりとなる。

規格及び基準の種類		規格及び基準名	対象施設・設備
全施設 共通	炉規法等の基本規格類	炉規法，炉規則，技術基準規則，労働安全衛生法，日本産業規格（JIS）等	全施設
	耐震設計を行う際に準拠する規格類	建築基準法，鋼構造設計規準—許容応力度設法—，建築設備耐震設計・施工指針，各種合成構造設計指針・同解説等	全施設※1
施設個別	火災の検知，消火に関わる規格類	消防法，消防法施行令	その他の加工施設（非常用設備）
	電気設備の設計に用いる規格類	電気事業法，日本電気工業会規格（JEM），電気設備に関する技術基準を定める省令	その他の加工施設（非常用設備）
	UF <sub>6</sub> を大気圧以上で取り扱う設備に適用される規格類	高圧ガス保安法	濃縮施設（均質・ブレンディング設備）
	消火剤を大気圧以上で取り扱う設備に適用される規格類		その他の加工施設（非常用設備）
	一般産業規格以外の規格	Deutsches Institut für Normung（DIN：ドイツ規格協会）	濃縮施設（UF <sub>6</sub> 処理設備）
ANSI又はISO規格，ASME，ASTM		核燃料物質の貯蔵施設（貯蔵設備）	

※1：建物か設備・機器か，1G設計を行うかによって適用規格及び基準は異なる。

- ・なお，記載にあたっては，具体的な規格及び基準番号，名称及び制定又は改訂年度も含めたものとする。

### 3. 第5回申請での申請内容

上記方針を踏まえた第5回申請の「準拠規格及び基準」について、適用内容、適用対象施設等を整理したものを添付1に示す。

今回の申請に係る準拠規格及び基準の適用内容、適用対象施設等について

No.	変更前	変更後	適用内容、適用対象施設等	設工認 関連箇所	濃縮施設 (均質・ブレン ディング設備)	貯蔵施設 (貯蔵施設、搬 送設備)	廃棄施設 (気体・液体・ 固体)	放管施設	その他の加工施 設 (非常用設備)	その他の加工施 設 (検査設備)	その他の加工施 設 (計量設備)	その他の加工施 設 (洗缶設備)	その他の加工施 設 (除染設備)	その他の加工施 設 (溢水防護設 備)	その他の加工施 設 (竜巻防護設 備)	
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号)	変更なし	適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)		設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)		設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	労働安全衛生法 (昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)		設備の工事中において適用する規格等として、各施設に対して適用する。	工事の方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和 41 年 7 月 19 日総理府令第 37 号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 17 号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	加工施設の技術基準に関する規則 (令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 6 号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	日本産業規格 (JIS)		設備の設計製作に適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	日本建築学会 2005 年 鋼構造設計規準 －許容応力度設計法－		設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。 耐震設計における許容応力等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	日本建築センター 2014 年 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版		設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。 耐震設計におけるボルトの応力計算等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(つづき)

No.	変更前	変更後	適用内容, 適用対象施設等	設工認 関連箇所	濃縮施設 (均質・ブレン ディング設備)	貯蔵施設 (貯蔵施設, 搬 送設備)	廃棄施設 (気体・液体・ 固体)	放管施設	その他の加工施 設 (非常用設備)	その他の加工施 設 (検査設備)	その他の加工施 設 (計量設備)	その他の加工施 設 (洗缶設備)	その他の加工施 設 (除染設備)	その他の加工施 設 (溢水防護設 備)	その他の加工施 設 (竜巻防護設 備)	
12	日本建築学会 2010 年 各種 合成構造設計指針・同解説	変更なし	設備の耐震設計において適用する 規格等として, 当該設備を有する 施設に対して適用する。 耐震設計におけるボルトの許容許 容引抜き等について当該規格を適 用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性 に関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	発電用原子力設備規格 材料規 格 JSME S NJ1-2012		1G設計を行う設備に適用する規格 等として, 当該設備に対して適用 する。 耐震設計における各設備の塑性域 の許容応力等について当該規格を 適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性 に関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	Deutsches Institut für Normung (DIN: ドイツ規格協 会)		— ※1	— ※1	— ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15	電気事業法 (昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号)		— ※2	— ※2	— ※2	—	—	—	— ※2	—	—	—	—	—	—	
16	日本電気工業会規格 (JEM)		— ※2	— ※2	— ※2	—	—	—	— ※2	—	—	—	—	—	—	
17	電気設備に関する技術基準を定 める省令 (平成 9 年 3 月 27 日 通商産 業省令第 52 号)		— ※2	— ※2	— ※2	—	—	—	— ※2	—	—	—	—	—	—	
18	消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)			基本設計方針で示す非常用設備 (消火設備) の設計製作において 適用する規格等として, 当該設備 に対して適用する。	基本設計方針, 仕様表 等	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
19	消防法施行令 (昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)			基本設計方針で示す非常用設備 (消火設備) の設計製作において 適用する規格等として, 当該設備 に対して適用する。	基本設計方針, 仕様表 等	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
20	高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)			大気圧以上で UF <sub>6</sub> を取り扱う均質・ ブレンディング設備の均質槽等の 設計製作において適用する規格等 として, 当該設備に対して適用す る。	基本設計方針, 仕様表 等	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—		高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号) ※3	大気圧以上で消火剤 (ハロン 1301 及び二酸化炭素) を取り扱う非常 用設備 (消火設備) のポンベの設 計制作において適用する規格等と して, 当該設備に対して適用する。 ※3		—	—	—	—	—	○ ※3	—	—	—	—	—
21	American National Standards Institute (ANSI: アメリカ規格協会)	変更なし	貯蔵施設 (UF <sub>6</sub> シリンドラ類) の設計 製作において適用する規格等と して, 当該設備に対して適用する。	基本設計方針, 仕様表 等	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—		

(つづき)

No.	変更前	変更後	適用内容, 適用対象施設等	設工認 関連箇所	濃縮施設 (均質・ブレン ディング設備)	貯蔵施設 (貯蔵施設, 搬 送設備)	廃棄施設 (気体・液体・ 固体)	放管施設	その他の加工施 設 (非常用設備)	その他の加工施 設 (検査設備)	その他の加工施 設 (計量設備)	その他の加工施 設 (洗缶設備)	その他の加工施 設 (除染設備)	その他の加工施 設 (溢水防護設 備)	その他の加工施 設 (竜巻防護設 備)
22	American Society of Mechanical Engineers (ASME : アメリカ機械学会)		同上	基本設計方針, 仕様表 等	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	ASTM International (ASTM : ASTM インターナシヨ ナル)		同上	基本設計方針, 仕様表 等	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	International Organization for Standardization (ISO : 国 際標準化機構)		同上	基本設計方針, 仕様表 等	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 : 第4回申請のUF<sub>6</sub>処理設備に適用する規格及び基準であり, 第5回申請において, 当該規格及び基準を準拠する機器はない。

※2 : 第4回申請の非常用設備(無停電電源装置等)に適用する規格及び基準であり, 第5回申請において, 当該規格及び基準を準拠する機器はない。

※3 : 第5回申請の非常用設備(遠隔消火設備)に適用する規格及び基準であり, 当該設備が新設であることから変更後に示す。